

明治の皇室と服制

刑部 芳則

はじめに

明治天皇と美子皇后（昭憲皇太后）は、はじめて洋服を着た天皇と皇后であった。先代の孝明天皇が安政期に幕府が諸外国と結んだ通商条約の破棄を望む攘夷論者であったことからすると、天皇と皇后の洋装化は「服制の明治維新」といえる。天皇と皇后を中心とする皇室の服制は、江戸時代まで世間とはかけ離れた「殿上人」や「雲上人」などと呼ばれた宮中の限られた人たちが着る服装を指すものと思われがちである。

しかし、天皇や皇后が和服を続けていたなら、いつまでも洋服を着なくてもよいこととなる。天皇に仕える官僚や軍人はもとより、一般人にも広く洋服を着せるには、皇室の洋装化が不可欠であった。天皇と皇后の洋装化には、洋服を着ることを正当化する意味が込められていた。天皇や

皇后の洋装化は、外国を嫌う公家や女官が多かったこともあり、簡単ではなかった。どのような過程を経て皇室の洋装化が図られたのか、その事実を確認することは、日本の洋装化を考える上で重要な作業である。

これまで筆者は、明治維新期の「洋服・散髪・脱刀」について、政府内で薩長藩閥を中心とする藩士出身の官僚たちが主導権を握るために必要不可欠であったことを指摘し、天皇が出席する公式儀礼の場で用いられる最高の礼服である大礼服制の制定および展開過程について考察した¹⁾。また明治一〇年代後半の女性の洋装化の限界についても明らかにし、そこでの課題点が明治二〇年代後半以降の衣服改良運動、大正時代の服装改善運動へと発展していくことを検討した²⁾。さらに明治天皇の服装については、その服制の変遷を追いながら国民に対してどのように見える演出をしていたかについて論じ、明治宮殿内の天皇および皇后をはじめ

め、宮内省官員や女官たちの服装についても明らかにした。⁽³⁾本論では、そうした研究成果を踏まえながら、明治天皇と美子皇后の洋装化を中心に皇室の服制について検討し、それらが宮中内に限られたものではなく、時間をかけながら全国の男女の洋装化に影響を与えたことを述べる。まず大礼服の制定前後の状況を考察し、天皇よりも官僚たちの洋装化が先行していたことを述べる。その上で天皇の洋装化が不可欠となったこと、さらに皇后のそれも必要視されたことを明らかにする。最後に、皇室の服制は、全面的な洋装化ではなかったことについて論じる。

一 洋式大礼服の誕生

日本人が幕末から洋服を着ていたことはもとより、明治を迎えてすぐに洋服や散髪を施行したなどという印象を抱いていたとすれば、それらはまったくの虚像である。この虚像は、多くのテレビドラマなどでは実像として実写化されるため、今でも誤った認識を持つ人が少なくない。その背景には、家政学の服飾史研究者たちがそうした虚像を実像のように信じ、疑いも持たず単純に服装の変化だけを書いたことが大きいだろう。⁽⁴⁾

政府官僚や官員たちが洋服や散髪を施行するようになるのは、明治四年七月一四日の廢藩置県を迎えてからである。

それ以前は、海外渡航する場合か、軍事訓練や戦時に用いる軍服に限られていた。そのことを維新政府が服制として規定したのが、明治三年一月五日の「非常並旅行服」である。⁽⁵⁾「非常」とは非常時に官員たちが着る軍服に相当する服、「旅行」とは海外渡航のときに着る服を指す。新政府の発足後から政府に提出された服制に関する意見書や、政府内で検討が重ねられた服制案でも、洋服は軍服に限定されている。⁽⁶⁾

幕末から開港地では洋服店が見られるが、それも外国人たちのものであり、いずれも居留地や唐人街と呼ばれる場所に構えていたことを見逃してはならない。外国人居留地の近所にあつた築地の大隈重信邸は、明治三年頃に「築地梁山泊」と呼ばれた。その理由は、大蔵省や民部省などで時代を先取りして政策を進めようとする官僚たちが集まって議論を繰り返したからだ。

しかし、そこに集まる彼らの服装は羽織袴、結髪に帯刀である。⁽⁷⁾羽織袴・結髪・帯刀は、藩士たちにとって平民たちとの差を示す意味を持っていた。だが、それに固執する限り、彼らの上に位置する華族（公家と諸侯）たちとの身分差をなくすことはできなかった。宮中の儀礼で用いる衣冠は、公家たちの身分を示す装束であった。藩士たちは衣冠を着るのに苦労したが、洋服を着るのも楽ではなかった。

苦渋の選択の末、洋服・散髪・脱刀の断行に踏み切る。洋服・散髪・脱刀は、外見から身分階層を除くことができた。

廃藩置県を経た、明治四年八月三日に儀礼を除いて天皇への羽織袴での拝謁が許可され、九日から官僚や官員の仕事着として洋服着用、散髪や脱刀を任意とした。官庁において机と椅子の使用、官民ともに靴のまま参庁することも認められた。この許可が決まった三日、参議木戸孝允は散髪を実行している。この段階から官僚や官員たちの洋服・散髪・脱刀がはじまるのである。

こうした改革は廃藩置県後に政府の中枢を担う参議大久保利通や木戸孝允など少数の人物が決めたことであり、事前に知らせられていない者たちからの反動が予想された。その反動を抑えるため、明治四年九月四日には在京の華族たちに「服制変革の内勅」が出された。華族に示したのは、洋服着用に対する反対論者が少なくなかったからだろう。

朕惟フニ風俗ナル者移換以テ時ノ宜シキニ随ヒ国体ナルモノ不拔以テ其勢ヲ制ス、今衣冠ノ制中古唐制ニ模倣セシヨリ流テ軟弱ノ風ヲナス、朕太慨之、夫神州ノ武ヲ以テ治ムルヤ固リ久シ、天子親ラ之方元帥ト為リ衆庶以テ其風ヲ仰ク、神武創業、神功征韓ノ如キ決テ今日ノ風姿ニアラス、豈一日モ軟弱以テ天下ニ示ス可ケンヤ、朕今断然其服制ヲ更メ其風俗ヲ一新シ、祖宗

以来尚武ノ国体ヲ立ント欲ス、汝近臣其レ朕カ意ヲ体セヨ。

平安時代から袖が大きく膨らんだ衣冠を用いてきたが、これは軟弱なものであり嘆かわしい。我国は武をもって治めてから長い時間がたっており、現在では神武天皇や神功皇后のような元帥姿を見ることができない。一日も早く軟弱な姿を示さないようにするため、服制を改革して祖先からの尚武の国のあり方を立てたいと思う。この気持ちを理解して欲しいという。

神武天皇や神功皇后の時代に用いられていた「筒袖」「細袴」に戻ることを説明し、どこにも洋服を採用すると記していないのが要点である。そうすることで洋服に反対する者たちの主張を封じようとした。明治天皇の「服制変革の内勅」は、天皇が洋服を着ることはもとより、官僚や官員たちの洋服・散髪・脱刀姿を正当化するものであった。この内勅から一年後の明治五年一月一二日に文官大礼服・非役有位大礼服・小礼服(燕尾服)が制定された(写真1)。同日付で衣冠、翌六年二月には狩衣・直垂・浄衣が祭服として残された。文官大礼服は勅任官・奏任官・判任官とで装飾が違った。勅任官は上衣前面に桐唐草紋があるが、奏任官と判任官にはそれがない。勅任官の桐が五七、奏任官と判任官の桐が五三、勅任官と奏任官が金モール、



写真 1-1 文官(奏任官)大礼服
(内海忠勝)

判任官が銀モールである。袖には官等を示す「等級標条」という線をつけた。

非役有位大礼服は四位以上が勅任文官大礼服の唐草のないもの、五位以下が奏任文官大礼服の唐草がないものとした。大礼服には舟形の正帽(勅任官は白毛、それ以外は黒毛)を被った。装飾のない小礼服(燕尾服)にはシルクハットを用いた。さらに明治六年二月二〇日には皇族大礼服が制定された。上衣前面に菊紋を金モールで装飾したものが、非役有位大礼服と見間違えられるため、明治九年一〇月二日には菊唐草紋様に改正されている¹²⁾。

大礼服制によって宮中の儀礼における天皇との距離は、皇族、勅任官、奏任官、判任官、非役有位四位以上、非役

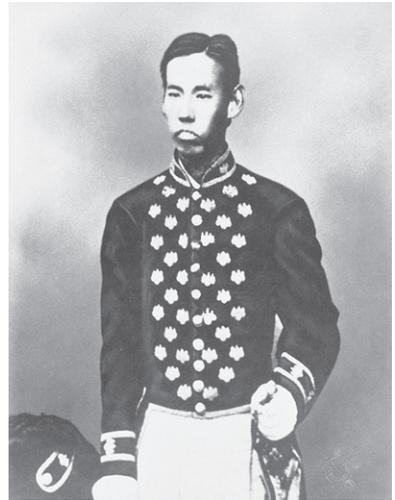


写真 1-2 非役有位(四位以上)大礼服
(毛利元徳)

有位五位以下という新たな序列が生まれた。世襲門閥制による身分制度から能力重視の官等制度に移行したのである。廃藩置県後に位階を基準にした衣冠などの礼服が否定され、官等にもとづく洋式礼服が採用された。薩長藩閥を中心とする官僚たちにとって洋装化は不可欠であったといえる。

二 明治天皇の洋装化

政府官員が洋服を着ても、天皇が従来の装束を着ていたのでは意味がない。参議大久保利通が、そのように考えて明治天皇の洋装化を推進しようとしていたことは想像に難くない。実際、大久保は宮内卿に就任し、天皇の生活改善を図ろうとしていた。だが、大久保は自身の人事問題で宮

内卿就任が難しくなると、片腕的存在である旧薩摩藩士吉井友実に託す。明治四年七月四日、吉井は宮内大丞に就任すると、同月末に華族の侍従や当番大丞たちを罷免にし、士族の侍従を登用している。宮中改革を行うため、その障害となる華族を排除したのである。

八月八日と九日には、横浜で天皇が使用する机・椅子・ランプ・西洋馬具などを購入した。^⑭九日から官僚や官員たちの洋服・散髪・脱刀を許可し、官庁で机や椅子を使用することを認めた措置に対応したものと考えられる。同月八日には、天皇は馬車に乗って芝の延邊館まで行き西洋料理を食べている。これは宮中で肉食が禁止されていたことによるが、一二月一七日にはそれも解禁となった。^⑮

天皇の洋服と洋食は並行して段階的に進められたのである。^⑯明治五年二月七日付で麝香間祇候松平慶永が中御門経之に宛てた書翰では、衣冠姿で参内する者が減り、天皇も洋服を着ていることを伝えている。「服制変革の内勅」を出した天皇が洋服姿で出御したため、その姿を見て洋服に袖を通す官僚たちが増えたことがうかがえる。

しかし、宮中で天皇の洋服姿を見られる者は限られている。文明開化という時代の変化を理解させるには、天皇の洋服姿を多くの人たちに見せなければならぬ。そこで明治五年五月から七月に西国巡幸（大阪・京都・兵庫・下関・

長崎・熊本・鹿児島）が行われた。

この巡幸に向けては、天皇が着る御正服が仕立てられた。文官大礼服と同じ詰襟の燕尾服で上衣左右に菊葉紋が三個、両袖に菊葉紋が一個、金糸で刺繍されている。洋服でありながら和服のように平面的に見えるのは、菊葉紋様が金モールではなく、刺繍方法も金糸を立体的に交差させず、一方向に並列的に縫っているからである。

御正服には側面に金の鳳凰が裝飾された毛のない舟形の御正帽を被った。御正服姿の天皇の写真は、椅子に座ったものと、馬に跨ったものの二種類が確認できるが、どちらも御正帽を被っている（写真②）。なぜ御正帽を被っているのかといえば、天皇の髪型は依然として公家特有の結髪であったからだ。前近代的な結髪と近代的な洋服姿は、文明開化を正しく理解していることにはならない。この中途半端な姿を隠す必要があった。御正帽の内側の中央には、髻で帽子を固定するための楕円形の金具がついている。^⑰

さらに天皇は顔に化粧もしていた。なぜ散髪と素顔は実践できなかったのか。その理由は宮中の表と奥の違いにある。天皇が洋服を着て洋食を食べるのは、小御所や御学問所などが置かれた表と呼ばれる空間であり、日常生活を過ごす奥では和服と和食を続けていた。毎朝、天皇の化粧や髪は女官が担当した。改革に抵抗する女官の元凶を明らか



写真2 明治天皇の御正服

にするのは難しいが、彼女たちが天皇の生活習慣を変え、この障害になっていたことは間違いない。

そのことに気づいていた吉井友実は、明治四年八月一日に女官を罷免したが、十分な効果は上がらなかった。そこで翌五年四月二四日、孝明天皇のときから仕える有力な三人の女官を罷免した⁽¹⁹⁾。宮中奥の改革も段階を踏みながら行ったのである。改革に対する反動を極力抑えようとしたのかもしれない。二度にわたって女官を罷免したことにより、天皇が御正服を着て西国巡幸に行くことが可能になった。だが、天皇の化粧と髪を変えることはできなかった。髪は切ってしまうと、伸びるのに時間がかかる。表で洋服、奥で和服と着替えるようにはいかない。

明治天皇が髻を切って散髪になるのは、明治六年三月二〇日頃といわれている。命婦樹下範子は「御上が御散髪におなり遊ばしました時は、本当にビックリ致しました、朝御表へ御出ましの時は綺麗に御髪を結うてござつたのに、入御になりますと、スツカリ御散髪になつてしまつて居られたので、御側近くて、ものも申されませぬから、御互に袖を引いたり、目くばせしたりして、驚きました、中には涙をこぼして居る人もございました」と語っている⁽²⁰⁾。表に出たときは結髪であったが、奥に戻ってきたときには散髪になっていたという。まさに突然の出来事であった。なかには涙をこぼす女官もいたようだから、彼女たちから事前には了解を得ることは難しかっただろう。

ではなぜ、この段階で急に天皇の散髪を断行したのか。その理由は、明治六年三月に御軍服正服の雛型が完成したからである。御軍服正服と略服は、七月から九月にかけて調製された。御軍服正服は金の飾り紐と菊紋金ボタンの肋骨服で、襟から裾回りと袖には金モールで菊唐草紋の刺繍がなされ、肩には総のあるエポレットをつける。白ズボンの側線、白毛のついた舟形正帽の上部縁にも金モールで菊唐草紋が刺繍されている。被服構成から見ると、立体的な洋裁技術が随所に見られる⁽²¹⁾。

御軍服正服に天皇が袖を通すと、九月には内田九一に

よって御真影が撮影されている（写真3）。椅子に座りながら、正剣を前についている。御正帽は被らず、隣の机の上に置いてある。すでに天皇は散髪であり、化粧を落とす代わりに髭を生やしている。平面的な御正服を着て猫背に座る姿と、立体的な御軍服正服を着て胸を張って座る姿とは、見る者に与える印象は大きく変わる。後者は前者では不十分であった文明開化に加え、天皇の質実剛健という印象を与えることができた。御軍服正服姿の御真影は学校、軍隊、県庁などに下賜されるが、宮中で天皇の姿を見ることのできない人たちに洋服と散髪の必要性を伝えていたのである。

明治政府は太陽暦を採用し、明治五年一二月三日を明治



写真3 明治天皇の御軍服正服

六年一月一日とした。これにより太陰暦では九月二二日に行われていた天皇誕生日である天長節は一月三日となった。明治六年一月三日の天長節からは大礼服の着用が義務づけられた。一〇月末までは大礼服を準備していない者に配慮し、直垂の代用を認めていたが、特別な理由を除いて直垂を着て参加することはできなくなる^②。天長節に出席した右大臣岩倉具視など三五人には、天皇と皇后の御真影が下賜されている^③。太陽暦を採用してはじめて迎える天長節は、参加者に対して江戸時代までの日本特有の儀礼ではなく、西洋の王室と同じような儀礼を行うことを伝えていた。その場に参加するには洋服が不可欠であった。

三 美子皇后の洋装化

明治六年（一八七三）に撮影された御真影で明治天皇は御軍服正服姿であったが、美子皇后は御小袿姿である（写真4）。「服制変革の内勅」は政府の官僚や官員を対象としており、女性に洋服を着せることは想定していない。明治四年八月に許可された散髪も男性に限られ、女性が髪を短く散髪することは禁止された。第四章で述べるが、洋服は外で働く仕事着という観念があり、男性も自宅では和服で過ごしていた。外で働かず家庭を守っていた女性たちに洋服は必要ないと思われた。



写真4 御小袿（美子皇后）

そうした価値観に加え、日本全体に洋服を普及させるだけの供給力がなかったことが大きい。当時の紳士服は安価な既製服ではなく、高価な注文服に限られた⁽²⁾。地域の有力者で資産がなければ、無理して必要もない洋服を買う者はいない。となれば、全国の女性を対象に洋服を普及させるなど時期尚早と判断されてもおかしくなかった。

だが、いつまでも女性が和服では不都合だと感じるようになる。その契機を作ったのが、明治一七年三月二一日に宮内卿に就任した伊藤博文であった。伊藤は、明治四年の岩倉使節団では副使として欧米諸国を巡回し、同一五年には憲法調査のため欧州を訪れている。異国の地で洋服姿の女性は数多く見ていたが、近代的な憲法の制定と議会の創

設が近づいてくると、日本でも女性の洋装化が必要だと感じたのである。

そのように考えると、美子皇后の洋服をドイツに注文したことが「伊藤の親独外交」であったという見方にも納得がいく⁽³⁾。もっとも、伊藤が望んだ女性の洋装化は、皇后、女性皇族、勅任官や奏任官の夫人、官公立の女性教師など、宮中や明治一六年一〇月に竣工した鹿鳴館に招待される女性に限定していた。その目的は、外国人を接待する席上では洋装が相応しいと判断したからである。

ドイツ人医師トク・ベルツが洋服のコルセットが健康面に問題であると指摘したのに対し、伊藤は「ベルツさん、あなたは高等政治の要求するところを、何もご存じないのだ。もちろん、あなたのいったことは、すべて正しいかも知れない。だが、わが国の婦人連が日本服で姿を見せると、『人間扱い』にはされないで、まるでおもちゃか飾り人形のように見られるんでね」と反論している⁽⁴⁾。

何度も海外渡航した伊藤が洋服の欠点を知らないはずがなかっただろう。そのことを知っていながら女性に洋服を着せようとしたのは、「高等政治の要求」に応えるためであった。したがって、外国人とすれ違うこともない、地方の町や村に住む女性にまで洋服を着せようとは思っていなかった。ここに「鹿鳴館時代」と呼ばれる短期間における

女性の洋装の特徴がある²⁷⁾。

宮内卿に就任した伊藤は、明治一七年九月一七日、女性勅任官と勅任官夫人には「西洋服装ノ儀ハ其時々達スヘシ」と通達し、必要に応じ洋服での参加を望んだ²⁸⁾。その一方で十一月一日、女性奏任官と奏任官夫人には「場合ニヨリ西洋服装相用ユルモ妨ケナシ」と通達されている²⁹⁾。これは勅任官と違って経済的に余裕のない奏任官に配慮し、無理のない範囲で洋服を着ることを求めたといえる。

さらにこの間の一〇月二五日に有爵者大礼服、一〇月二十九日に宮内省侍従職・式部職の大礼服を制定した³⁰⁾。有爵者大礼服は肩に綵のあるエポレットをつけた詰襟燕尾服で、襟と袖の色（公爵Ⅱ紫、侯爵Ⅱ緋、伯爵Ⅱ桃、子爵Ⅱ藍、男爵



写真5 有爵者大礼服 (伊藤博文)

Ⅱ萌黄)で爵を区別した(写真5)。宮内省侍従職・式部職の大礼服は、ガウン型で襟から裾の前合せの縁に金モールの菊枝紋が刺繍され、その数で勅任官と奏任官とを区別した。襟と袖が深黒羅紗が侍従職、緋羅紗が式部職であった(写真6)。こうした服制の整備は、宮中と府中とを区別する意味があったと考えられる。

明治一八年一二月には太政官制から内閣制へと移行するが、伊藤が望む皇后の洋装化は進まなかった。後宮を管轄する皇后宮大夫香川敬三から進言を受けた皇后は洋装に前向きであったが³¹⁾、天皇が反対していた。天皇が反対したのには、皇后や女官の洋装に難色を示す侍補元田永孚の進講を受けていたことが大きい³²⁾。天皇が最終的に洋装化を許容



写真6 宮内省勅任官大礼服(香川敬三)

したのは、伊藤が考える洋装化が宮中や鹿鳴館に招待する女性に限定していることを理解したからだと考えられる。

それに加えて伊藤は女官から協力を得るため、彼女たちの俸給を倍増するなど、ご機嫌を取ることも忘れなかった。伊藤の妻梅子も洋服を着て参内し、女官たちにその必要性を説明するなど、洋装化に尽力した。宮内次官吉井友実は、かつて女官たちの存在によって天皇の散髪に手を焼いた。伊藤は女官たちを罷免するのではなく見方につけたのである。

こうした伊藤夫妻の運動の結果、明治一九年六月二三日に天皇は皇后の洋服着用を許可した。そして「自今ハ場合ニヨリ皇后宮ニ於テモ西洋服装御用可被遊ニ付、皇族大臣以下各夫人ハ朝儀ヲ始メ礼式相当ノ西洋服装随意ニ相用フヘキ」と通達された。皇后の洋服着用はもとより、宮中の儀礼に女性皇族、女性勅任官と勅任官夫人、女性奏任官と奏任官夫人が洋服で参加できるようになった。

皇后が最初に洋服を着たのは、明治一九年七月二八日である。公の場では七月三〇日の華族女学校、八月三日の青山御所への行啓で洋服姿を見せた。八月四日付で吉井友実が伊藤博文に宛てて「過日来皇后陛下御洋服被為召至極天意に被為叶候由、是は誠に意外也、恐縮也」と伝えている。吉井は、天皇が皇后の洋服姿に満足していることを知り、

驚いたのである。

伊藤博文は、皇后が儀礼に用いる大礼服などの礼服調製について始動していた。明治一九年七月二五日付で伊藤が香川敬三に宛てた書翰では、外務次官青木周蔵と相談し、平常服だけで礼服類がないのは体裁がよくないため、一二万から一三万円の調製費が必要となるが、ドイツに注文してはどうかと述べている。鹿鳴館の建設費が約一八万円、明治一九年の内閣総理大臣の年俸が九六〇〇円であるから、皇后の礼服費が破格なことがわかる。伊藤は、七月二七日付の書翰で青木から礼服類の注文催促を受けると、二八日に皇太后宮大夫杉孫七郎、二九日に宮内書記官兼皇后宮亮三宮義胤にその旨を伝えている。

ドイツのベルリンで調製された皇后の宝飾品はレオンハルト・フィーゲル、大礼服は裁縫師マックス・エンゲルが担当した。明治二〇年一月の新年式にドイツに注文した大礼服が到着する心配することもあったが、香川敬三が妻志保子に宛てた書翰では「当年一月朝拝ノ節、皇后宮欧洲大礼服被為召」と書かれており、前年末までには無事に届いたようである。明治二〇年一月一日の新年式に皇后ははじめ洋式大礼服を着た。

明治一九年一〇月から小松宮彰仁と頼子妃とともに洋行中の三宮義胤は、伊藤宛ての書翰で「本年朝拝式には皇后

宮西洋風大礼服御着用被為在、式上無々御盛美の御事と恐
察仕候。何分服装之点に於ては開国以来之御更革、内外人
の耳目を驚かするの一大盛事、本邦駐劄の公使夫人等速成
の御手際には一段驚愕仕候ならんと奉存候」などと述べて
いる。⁽⁴³⁾ 皇后の洋服姿は我国はじまつて以来の変革であり、
内外人を驚かすことに違いないと賛辞を送った。

ただし、皇后の洋服姿を絶賛する者ばかりではないため、
女性が洋服を着ることを広く理解させる必要がある（写真
7）。そこで天皇が洋服を着るときに出された「服制変革
の内勅」と同じような「婦女服制のことに付て皇后陛下思
食書」が作られた。

女子の服は、そのかみ、既に衣裳の制なり、孝徳天皇



写真7 女性の大礼服（美子皇后）

の朝、大化の改新、発してより持統天皇の朝には朝服
の制あり、元正天皇の朝には、左衽の禁あり、聖武天
皇の朝に至りては殊に天下の婦女に令して新様の服を
着せしめられき、当時固より衣と裳となりしかば、裳
を重ねる輩もありて、重裳の禁は発しき、されば女子
は中世迄も都鄙一般に紅袴を穿きたりしに、南北朝よ
りこのかた干戈の世となりては、衣を得れハ便ち着て、
また裳なきを顧ること能はず、因襲の久しき終に禍乱
治まりても裳を用ひず、纔かに上いを長うして両脚を
蔽はせたりしが、近く延宝よりこなた中結ひの帯、漸
く其幅を広めて全く今日の服飾をば馴致せり、然れと
も衣ありて裳なきは不具なり、固より旧制に依らざる
可らずして、文運の進める昔日の類ひにあらねば特り
坐礼のみは用ふること能はずして、難波の朝の立礼は
勢ひ必ず興さざるを得ざるなり、さるに今西洋の衣服
を見るに、衣と裳を具ふること本朝の旧制の如くにし
て、偏へに立礼に適するのみならず、身体の動作、行
歩の運転にも便利なれば、其裁縫に倣はんこと、当然
の理りなるべし、然れども其改良に就て殊に注意すべ
きは勉めて我が国産を用ひんの一事なり、若し能く国
産を用ひ得ば傍ら製造の改良をも誘ひ、美術の進歩を
も導き兼て商工にも益を与ふること多かるべく、さて

は此挙却て種々の媒介となりて、特り衣服の上には止らざるべし、凡そ物旧を改め新に移るに無益の費を避けんとするは最も至難の業なりと雖とも、人々互に其分に応じ、質素を守りて奢美に流れざるやう、能く注意せば遂に其目的を達すべし、爰に女服の改良をいふに当りて聊か所思を述べて前途の望みを告ぐ。

律令国家の時代よりも前から女性の服装は衣と裳に分かれていたが、南北朝の動乱期を迎えると衣だけを着て裳を用いることがなくなった。延宝期（一六七三～八一）以降は帯の幅が広くなり現在に至るが、裳がないのは不便である。衣と裳は外国の衣服と同じであり、立札に適しているだけでなく、動作や歩行にも便利だという。洋服を取り入れるのではなく、古代に戻るといふ論理は「服制変革の内勅」と一致する。女性の洋服は男性のものより高額なため、なるべく国産品を奨励し、華美を戒め、質素を心掛けることも忘れなかった。

この「思食書」は印刷物が勅任官たちに配布されただけでなく、新聞・雑誌・書籍に掲載された。したがって、この段階で洋服を着る対象は、宮中や鹿鳴館に出席する女性に限っていたが、それ以外の女性の洋装化にも影響を与えることとなる。明治一七年に女性勅奏任官と勅奏任官夫人に洋服着用を求めると、その対象外である

女子師範学校などで女生徒たちに洋服着用を奨励するところもあったが、「思食書」はそうした動きを後押しした。そして教育者や医学者など有識者の間で洋服の弊害点が指摘され、それをいかに克服するかという衣服改良運動が始動することとなる。

四 公的な洋服と私的な和服

明治五年（一八七二）一月二日に洋式の大礼服制が制定されると、同日付で衣冠を祭服とした。翌六年二月には狩衣・直垂・浄衣も祭服として定めている。薩長藩閥を中心とする藩士出身の士族たちにとって、天皇との距離を測る衣冠は不都合であった。そのため、現実的な政治権力とは結びつかない祭祀奉仕の場で用いる服装としたのである。宮中祭祀を行う掌典長や掌典は祭服を着用し、女官たちも白袴に袴や袴袴などを着た。

皇室にとって重要な天皇の代替わりの儀礼でも旧礼服は残された。明治二年二月制定の皇室典範の第一一条では、京都を即位式および大嘗祭の地と定めた。即位式で天皇は賢所に拝礼して御告文を奏上するときに白い帛の御袍（束帯）を着用し、紫宸殿の高御座に登るときには黄櫨染の束帯に着替える。賢所の儀に皇后は白い帛の十二単、御帳台に登る際には十二単に着替えると決まっていた。

祭服の着用は、祭祀奉仕者に限られた。政府が定める祭日の儀礼で参拝する者や参列者は、文官は大礼服、武官は軍服を着用した。儀礼の場における祭祀奉仕者と参拝者の違いを明確にしたのである。明治八年一月二〇日には祭典礼式が定められ、殿上の儀礼では祭服に座礼、庭上の儀礼は大礼服に立礼と、空間の違いによって方法が分けられている。庭上の儀礼でも祭祀奉仕者は祭服の着用が義務づけられた⁽⁴⁾。

皇室の服制から完全に和服を排除しなかったのは、洋服に対する抵抗を和らげる意味が込められていたと思われる。従来から祭服の装束として衣冠や狩衣を着ていた神職たちの存在も無視できなかっただろう。宮中の祭祀奉仕を行う役職につけば、常に仕事着として祭服を着ることができ、国家の祝祭日にも祭服で参加できた。「服制変革の内勅」に不満を持つ者にとって、祭祀奉仕者は夢の仕事であったといつてよい。

天皇や皇后の日常生活においても和服は消えなかった。明治天皇は毎朝起床すると白羽二重から和服に着替えて侍医の診察を受ける。その後、朝食を食べ終わると、フロックコートに着替えて午前一〇時から一〇時半頃に御学問所へと出御する。ここで上奏文書に目を通したり、大臣らの拝謁を受けたりした。正午から午後一時の間には昼食のた

め奥に入御するが、午後二時から三時の間には再び表に出御して政務を行う。夜七時半頃には奥に戻り夕食を食べる。昼は一時的に戻るためフロックコートのままであったが、夜になってから奥では和服で過ごすことが多かった。明治天皇は袴や白足袋を用いることはなく、基本的に白羽二重の着物に羽織姿であった。地方の特産物の着物生地が献上されると、それで女官が縫製した縞や緋の着物に袖を通すこともあったが、そうした姿は侍従たちにも見せなかった。天皇は、御軍服正服姿の御真影が示されると、その印象とは異なる和服姿を人前で見せることは好ましくないと判断したのかもしれない。

複数の侍従たちの証言によれば、明治二七年・二八年の日清戦争から天皇は陸軍の冬服である黒色の肋骨服を常に着るようになったという⁽⁵⁾。それまでは通常政務のフロックコートと、軍務における肋骨服とを使い分けていた。大規模な対外戦争を経験し、広く国民に質実剛健の姿を示そうとしたと考えられる(写真8)。表御座所に出御するときは、肋骨服に大勲位菊花大綬章の副章、勲八等白色桐葉章、大日本帝国憲法発布記念章を佩用した⁽⁶⁾。

美子皇后や女官たちが明治一九年七月から洋服を着るようになったことは前述した。しかし、洋服に袖を通すのは、皇后が宮中の儀礼に出席するときか、行啓するときに限ら



写真8 明治19年製の御軍服略服

れた。女官たちもそのような場に皇后のお供として同行しない限り洋服を着ることはなかった。皇后は奥では白羽二重の着物に袴を穿いた。女官たちも袿と呼ばれる単衣に袴を用いている⁽³³⁾。

天皇や皇后が人には見せない宮中の奥で和服を着ていたのは、両者が洋服よりも和服のほうが楽に過ごせるからだ。明治一八年二月一〇日、奏任官以上が出仕する場合に洋服着用が義務づけられ、病気を理由に羽織袴を用いる場合は掛長から許可を得ることとした。翌一九年五月七日には「高等官及判任官登衛ノ節ハ必ス洋服着用スヘシ」と訓令され、判任官も出勤に際しては洋服を着なければならなくなった⁽³⁴⁾。

これによって宮内省で勤務する奏任官や判任官たちも洋服で通勤するようになるが、彼らは自宅に戻ると和服に着替えた。明治二〇年三月一二日付で陸軍少将永山武四郎が農商務次官吉田清成に宛てた書翰では、「小官義近日便船次第に外国行仕候に付、其前一夕御緩話相願度、来十六日午後五時紅葉館へ御貴臨被成下度」、「但、御着服は和洋御随意に願上候也」と書いている⁽³⁵⁾。純和風建築の紅葉館は政治家や財界人たちが会合場として利用した。そこで洋行前に夕食を一緒にしようと誘っている。個人的に懇話するため、和服でも洋服でもよいという。そのように書かなければ、官僚や政治家の間では仕事着であるフロックコートなどの洋服で対面するのが当然となっていたのである。

「服制変革の内勅」と「婦女服制のこと」に付て皇后陛下「思食書」は、政治および外交的な要素に配慮し、政府官僚や夫人が参加する場所を想定したものであった。したがって、そのような場に出る仕事着として洋服を着るのであり、それ以外の私的な場では和服でよかった。「内勅」と「思食書」にもとづく天皇と皇后の服装の使い分けは、公的な洋服と私的な和服の違いを示していたのである。

おわりに

明治政府の要職を担うこととなる旧藩士たちは、洋服や

散髪を最初から想定していなかった。だが、旧藩主や公家たちが政治運営上の障害となると、旧藩士たちが主導権を握るため、外見から身分をなくす服制改革が余儀なくされた。明治四年七月に廃藩置県が断行され、旧藩士たちが政府要職を占めると、洋服・散髪・脱刀を自由に行えるようになる。そして政府の勅任官・奏任官・判任官という官等に応じた洋式大礼服を制定し、従来の身分制に起因する礼服の機能をなくした。

この服制改革を内外に示すことはもとより、正当化するためには天皇の洋装化が不可欠であった。そのため、廃藩置県後から宮中改革が行われ、明治四年八月には「服制変革の内勅」が出された。だが、天皇の装いを変えることに批判的な女官などの存在が大きく、臣下の洋装化よりも遅れた。明治五年の御正服、散髪、明治六年の御軍服正服、御真影の撮影と、外国の国家元首と同じような天皇像に変えるのには、段階を踏まなければならなかった。

「服制変革の内勅」は、天皇と臣下の距離を再編する政治的な目的から用意されたため、女性の洋装化を対象にしていない。したがって、皇后の洋装化は一〇年以上も遅れた。明治一〇年代後半に皇后の洋装化が必要視されたのは、伊藤博文がいう「高等政治の要求」に因應するためであった。近代的な憲法の制定、議会の創設を前にし、外国の官僚や

軍人たちが夫婦同伴で公式儀礼に参加しているのと同じようにしなければならぬと感じたのである。

そこで皇后を含め女性が洋服を着ることを正当化する「婦女服制のことに付て皇后陛下下思食書」が出されるが、この対象が女性皇族、女性華族、女性勅奏任官や勅奏任官夫人であったことを見逃してはならない。紳士服よりも高額の女性の洋服を一般庶民にまで普及させるのは困難であった。女性皇族、女性華族、女性勅奏任官や勅奏任官夫人に対しても国産品を奨励し、華美なることを抑止している。

皇室の服制改革は全面的に洋服を採用したわけではなく、従来の衣冠や狩衣などを祭服として残した。天皇と皇后も公務を行うため表に出るときには洋服に袖を通したが、私的な空間である奥に戻ると和服に着替えた。これは官僚たちの仕事着である洋服と、私的な部屋着である和服との違いと重なる。

明治一九年には政府官員の仕事着として洋服が義務づけられ、「服制変革の内勅」の主旨が完全に実現した。同年には皇后の洋装化も実現し、翌年には「婦女服制のことに付て皇后陛下下思食書」によって女性の洋服着用が正当化された。これらが太政官制から内閣制へ移行し、憲法の制定と議会の開設を控えた時期と重なっているのは偶然ではな

い。「高等政治の要求」に心える男女の洋服着用は、立憲制が整備される上で不可欠なものであった。

ここを出発点とする女性の洋服はすぐには全国に普及しなかったが、明治二〇年代から衣服改良運動が起こり、そこでの議論および研究成果を踏まえて明治三〇年代には衣と裳からなる着物と袴の着用が高等女学校の通学服として普及する⁽⁵⁾。大正初期からの服装改善運動を経て、高等女学校ではセーラー服やジャンパースカートを制服や標準服に制定している⁽⁶⁾。同時期には職業婦人の制服としても洋服が登場する。約三〇年を経て「婦女服制のことに付て皇后陛下下思食書」の対象ではなかった女性たちにも、衣と裳からなる洋服が広がったのである。天皇や皇后が実践してきた「服制変革の内勅」と「婦女服制のことに付て皇后陛下下思食書」は、時間をかけながら効果をあげた。

註

- (1) 拙著『洋服・散髪・脱刀―服制の明治維新―』講談社選書メチエ、二〇一〇年四月、同『明治国家の服制と華族』吉川弘文館、二〇二二年二月、同『帝国日本の大礼服―国家権威の表象―』法政大学出版局、二〇一六年九月。
- (2) 拙稿「鹿鳴館時代の女子華族と洋装化」〔風俗史学〕三七、二〇〇七年三月)、同「明治時代の高等女学校と服装論議―女子生徒の着袴―」〔大倉山論集〕六四、二〇

一八年三月)、同「大正時代における高等女学校の洋装化―セーラー服とジャンパースカートの創出過程―」〔中央史学〕四〇、二〇一七年三月)。

- (3) 拙稿「明治天皇の服制と天皇像―「見せる天皇」と「見せない天皇」―」〔明治聖徳記念学会紀要〕四八、二〇一一年一月)、同「明治宮殿の服装―表と奥の二面性―」〔悠久〕一五四、二〇一八年七月)。
- (4) 拙稿「日本近代服飾史の虚像と実像」〔日本家政学会服飾史・服飾美学部会会報〕五一、二〇一八年七月) 参照。『法令全書』明治三年、第八〇〇号。
- (5) 拙稿「明治太政官制形成期の服制論議」〔日本歴史〕六九八、二〇〇六年七月)、前掲『明治国家の服制と華族』第一章参照。
- (6) 前掲『洋服・散髪・脱刀』四一頁、前掲『明治国家の服制と華族』五七頁掲載の写真参照。
- (7) 前掲『洋服・散髪・脱刀』第一章、前掲『明治国家の服制と華族』第一章参照。
- (8) 『岩倉公実記』下、皇后宮職蔵版、一九〇六年、九二二頁。
- (9) 日本史籍協会編『木戸孝允日記』二、明治四年八月三日条、東京大学出版会、一九八五年覆刻版、八二頁。
- (10) 『御勅諭草案・服制改正ノ件』明治四年九月四日〔伊藤博文関係文書・書類の部〕一一四、国立国会図書館憲政資料室所蔵)。
- (11) 文官大礼服、非役有位大礼服、小礼服(燕尾服)、皇族大礼服については、前掲『帝国日本の大礼服』を参照されたい。
- (12) 前掲『明治国家の服制と華族』一〇四―一〇五頁参照。
- (13)

- (14) 「三峰日記」明治四年八月八日・九日条(宮内庁書陵部宮内公文書館所蔵、識別番号三五三五六)。
- (15) 「明治天皇紀」二、明治四年八月一日条、二月一日条、吉川弘文館、一九六九年、五二七～五二八頁、六七頁。
- (16) 拙稿「宮中晩餐会の成立過程」(松尾正人編『近代日本成り立ちの研究―政治・外交編―』岩田書院、二〇一八年三月)参照。
- (17) 松平慶永書翰「中御門経之宛」明治五年二月七日(「中御門家文書」上、早稲田大学社会科学研究所、一九六四年、三〇五―三〇六頁)。
- (18) 明治神宮宝物殿所蔵。
- (19) 前掲「明治天皇紀」二、明治四年七月二〇日条、明治五年四月二四日条、五〇七頁、六七〇頁。
- (20) 「樹下範子談」大正一五年八月三日(「樹下範子外談話筆記」宮内庁書陵部宮内公文書館所蔵、識別番号三七四八〇)。
- (21) 明治神宮宝物殿所蔵。
- (22) 前掲「洋服・散髪・脱刀」、「明治国家の服制と華族」第二章・第四章参照。
- (23) 拙稿「明治天皇と昭憲皇太后の御真影―栄典制度としての下賜―」(「明治聖徳記念学会紀要」五三、二〇一六年一月)参照。
- (24) 小田喜代治「東京紳士服の歩み」東京紳士服工業組合、一九八五年参照。
- (25) 杓居宏枝「昭憲皇后の大礼服発注をめぐる対独外交」(「人間文化創成科学論叢」一八、二〇一六年三月)。
- (26) トク・ベルツ編、菅沼竜太郎訳「ベルツの日記」上、明治三七年一月一日条、岩波文庫、一九七九年、三五五頁。
- (27) 前掲「鹿鳴館時代の女子華族と洋装化」参照。
- (28) (29) 「法令全書」明治一七年、宮内省達無号。
- (30) 「官報」明治一七年太政官達第九一〇号、宮内省乙第八号。
- (31) 前掲「昭憲皇后の大礼服発注をめぐる対独外交」。
- (32) 「古希之記」(元田竹彦・海後宗臣編「元田永孚文書」二、元田文書研究会、一九六九年、二〇九頁)。
- (33) 「尾崎三良自叙略伝」中、中央公論社、一九七七年、一八六頁。
- (34) 前掲「鹿鳴館時代の女子華族と洋装化」参照。
- (35) 「宮廷録事」(「官報」明治一九年六月二九日)。
- (36) 「吉井友実書翰」明治一九年八月四日(伊藤博文関係文書研究会編「伊藤博文関係文書」八、柏書房、一九八〇年、二〇九頁)。
- (37) 「伊藤博文書翰」明治(一九)年七月二五日(「香川敬三関係文書」二〇八七六(前掲「昭憲皇后の大礼服発注をめぐる対独外交」参照))。
- (38) 「青木周蔵書翰」明治(一九)年七月二七日(伊藤博文関係文書研究会編「伊藤博文関係文書」一、柏書房、一九七三年、七二頁)。
- (39) 「伊藤博文書翰」伊藤梅子宛、明治(一九)年七月二九日(山口県光市伊藤公資料館所蔵(前掲「昭憲皇后の大礼服発注をめぐる対独外交」))。
- (40) 「独逸へ御注文ノ皇后陛下御服装品代価支払一件」外務省外交史料館所蔵(六門一四類―一項―一七号)。
- (41) 「明治一九年御発翰写」香川敬三書翰、香川志保子宛、

- 明治一九年一月二日(「香川敬三関係文書」(前掲「昭憲皇后の大礼服発注をめぐる対独外交」)。
 (42) 『明治天皇紀』六、明治二〇年一月一日条、吉川弘文館、一九七一年、六七五頁。
- (43) 三宮義胤書翰、伊藤博文宛、明治二〇年一月一日(伊藤博文関係文書研究会編『伊藤博文関係文書』五、柏書房、一九七七年、一九五頁)。
- (44) 『婦女服制ノコトニ付テ皇后陛下思食書』(「井上馨関係文書・書類の部」七〇七―七、国立国会図書館憲政資料室所蔵)。
- (45) 『郵便報知新聞』一八八七年一月九日(郵便報知新聞刊行会編『郵便報知新聞』五九、柏書房、一九九二年復刻版、七六頁)、『女学雑誌』四八、一八八七年一月(『女学雑誌』臨川書店、一九六六年復刻版、一六〇頁)、菊池香鬚『時勢走馬燈―一名親父肝潰誌―』駸々堂、一八八七年、四六―五一頁。
- (46) 拙稿『Dress Up in the Meiji Restoration: A Perspective on Official Dress』(Kyunghoe Pyun and Aida Yuen Wong 『Fashion, Identity, and Power in Modern Asia』palgrave macmillan, 2018, 10) 参照。
- (47) 『祭祀奉仕ノ者ハ祭服ヲ着シ礼服參拜ノ者ハ脱履坐拜ヲ要セス』(「太政類典」第二編第二六一卷、国立公文書館所蔵、二A―九―太四八四)、「神官以下諸祭典ノ節礼式」(同上)。
- (48) 『石山基陽第二回談話速記』宮内庁書陵部宮内公文書館所蔵、識別番号三七四四六。
- (49) 同右、「高倉寿子談話筆記」宮内庁書陵部宮内公文書館所蔵、識別番号三七四八九。
- (50) 『子爵數篤磨談話速記』昭和三年五月二日(堀口修監修・編集『明治天皇紀』談話記録集)三、ゆまに書房、二〇〇三年、一八頁)、「慈光寺仲敏談話速記」昭和二年二月二三日(同上、二五六頁)、「子爵齊藤實談話速記」昭和四年三月二七日(同上『明治天皇紀』談話記録集)五、ゆまに書房、二〇〇三年、一四一頁)、日野西資博『明治天皇の御日常』新学社教友館、一九七六年、一七九―一八〇頁。
- (51) 前掲『石山基陽第二回談話速記』。
- (52) 小川金男『宮廷』日本出版共同株式会社、一九五一年、二七頁。
- (53) 『官中奏任官以上出仕ノ節ハ洋服ヲ着セシム』(「公文類聚」第九編第二卷、明治一八年、国立公文書館所蔵、二A―一―類二二七)、「内閣各局高等官及判任官登衙ノ節必洋服ヲ着用セシム」(同上、第一〇編第七卷、明治一九年、二A―一―類二五三)。
- (54) 永山武四郎書翰、吉田清成宛、明治(一〇)年三月二日(京都大学文学部日本史研究室編『吉田清成関係文書』二、思文閣出版、一九九七年、三四九頁)。
- (55) 前掲『明治時代の高等女学校と服装論議』。
- (56) 前掲『大正時代における高等女学校の洋装化』(日本大学商学部准教授)